

鏡石町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の印刷物、WEBページ等の有形又は無形の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等（以下「事業者等」という。）の広告を掲載し、又は掲出することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町資産への広告掲載は、事業者等との連携により町の新たな財源を確保及び経費の縮減をし、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する町資産のうち広告掲載することがふさわしいと認められるものをいう。

ア 町の印刷物

イ 町のWEBページ

ウ 町の施設

エ その他広告媒体として活用できる資産

(2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品受入、タイアップ、ネーミングライツ等）を用いて、事業者等の広告を掲載・掲出等することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。

(広告の募集等)

第5条 町長は、広告を募集しようとするときは、募集する広告媒体ごとに募集要項等を定め、募集するものとする。

2 前項の募集要項等は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告を募集する広告媒体の名称及び内容

(2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(3) 広告の募集方法

(4) 広告掲載料

(5) その他募集に関し必要な事項

3 前項各号に定める事項に係る事務については、広告を募集又は掲載しようとする所管部署において処理するものとする。

(広告決定の優先順位)

第6条 広告掲載を決定する場合の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 第1位順位 町内に本社、本店等を有する事業者等

(2) 第2位順位 町内に支社、支店、営業所等を有する事業者等

(3) 第3位順位 その他の事業者等

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、広告掲載の申込みのあった広告について、あらかじめ第13条に規定する鏡石町広告審査委員会に諮り、広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告主の責務等)

第8条 広告掲載をする者（以下「広告主」という。）は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載をする版下原稿及び広告の提出がないとき。

(2) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不詳事件を起こしたとき。

(4) 広告主の倒産、解散等により広告掲載をする必要がなくなったとき。

(5) 広告主が、書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。

(6) 広告の内容が、第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(7) 広告主が広告掲載料を納付しないとき。

(8) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第10条 町長は、広告主から広告掲載料の納付を受けた後に、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかつたときは、原則として掲載できなかつた期間に相当する広告掲載料を還付するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを町長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告代理店の指定)

第 12 条 町長は、広告掲載を希望する広告主の募集及び掲載申込みの取りまとめなど広告掲載に係る事務を取り扱わせる広告代理店を指定することができる。

(広告審査委員会)

第 13 条 広告掲載する広告の可否等を審査するため、鏡石町広告審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員長及び別表に掲げる委員で組織する。

3 委員長は、総務課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(審査会の会議)

第 14 条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会においては、委員長が議長となる。

3 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、広告掲載の可否について審査会の会議に付すべき必要がないと認めるときは、審査会の会議を省略させることができる。

(庶務)

第 15 条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行日前に掲載が決定された広告は、この要綱に基づき決定されたものとみなす。

別表 (第 13 条関係)

No.	委 員
1	税務町民課長
2	都市建設課長
3	産業課長
4	福祉こども課長
5	健康環境課長
6	上下水道課長
7	教育課長